

鶴見区公告第 117 号

公 示 送 達

次のとおり，書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので，国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので，いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 4 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄

送達を受けるべき者	住所又は所在地	横浜市鶴見区矢向三丁目 5 番 18 号 ループル 301
	氏名又は名称	中川 芽生
送達する書類名	差押調書（謄本）	
<p>(注意)</p> <p>地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により，掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>		